平成２４年（フ）第１１４３号
東京都西東京市富士町３丁目４番16―102号
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第７８号
千葉県富津市青木758番地の２
破産者　有限会社四郎兵衛モーター
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１０５号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目13―25―７、開始決定時の住所千葉県印西市西の原３丁目９番地２棟804号
破産者　豊島　泰彦
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第６６９号
東京都八王子市別所２―16―２コリナス長池502、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市八日町８番１号ビュータワー八王子1903号
破産者　萩原　　勲
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６４６号
広島市安佐南区安東２丁目２番11号
破産者　有限会社スーパーランドリーおーはら
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３７号
札幌市西区西野８条３丁目２番１号
破産者　株式会社三上工務店
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０６号
埼玉県狭山市大字北入曽513番地の８
破産者　株式会社エムテック
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１５号
埼玉県所沢市山口5310番地の３
破産者　株式会社ネセサリィサポート
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７２１号
東京都八王子市横川町509番地
破産者　下田　文恵
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２８３号
名古屋市中川区荒子１丁目141番地の１
破産者　有限会社フレンド
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
京都府京丹後市弥栄町木橋1484番地の１
破産者　吉昌建設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３５９号
最後の住所兵庫県三木市別所町小林734番地の358
破産者　亡池田信明相続財産
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０６号
秋田県潟上市天王字蒲沼123番地７
破産者　株式会社ハウジングヒロ
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４号
群馬県桐生市梅田町１丁目100番地
破産者　財団法人臨床眼科研究所
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１４２９号
神奈川県綾瀬市落合南３丁目３番44号
破産者　株式会社武内建材
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０４号
横浜市戸塚区戸塚町4812番地クレール矢沢１Ｆ１号
破産者　フェアテクノ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６５号
長崎県佐世保市大野町75番地１
破産者　有限会社博建設
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４７号
静岡県浜松市東区和田町498番地
破産者　株式会社ＥＮ
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５６３号
大阪府高石市羽衣４丁目５番20―402号、申立時の住所岡山県新見市新見853番地第１
破産者　大西新太郎
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４５９号
鹿児島県鹿児島市原良６丁目10番８号
破産者　竹迫　爲雄
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１８号
岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻148番地１
破産者　千葉　裕子
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部